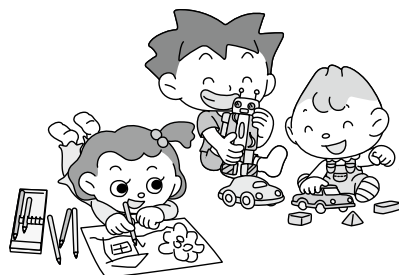


平成24年8月に国の子ども・子育て関連3法が成立し、新たに「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的に施行されます。新制度では、幼児期の教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新しい仕組みになります。

◆新制度の目的

- ①「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」
- ②「地域の子ども・子育て支援の充実」
- ③「保育環境の計画的な整備」



◆新制度に向けた取組

～子ども・子育て支援事業計画の策定～

新制度では、地域の保育需要をはじめとした子育て支援サービスのニーズを把握し、5年間を計画期間とする「いの町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

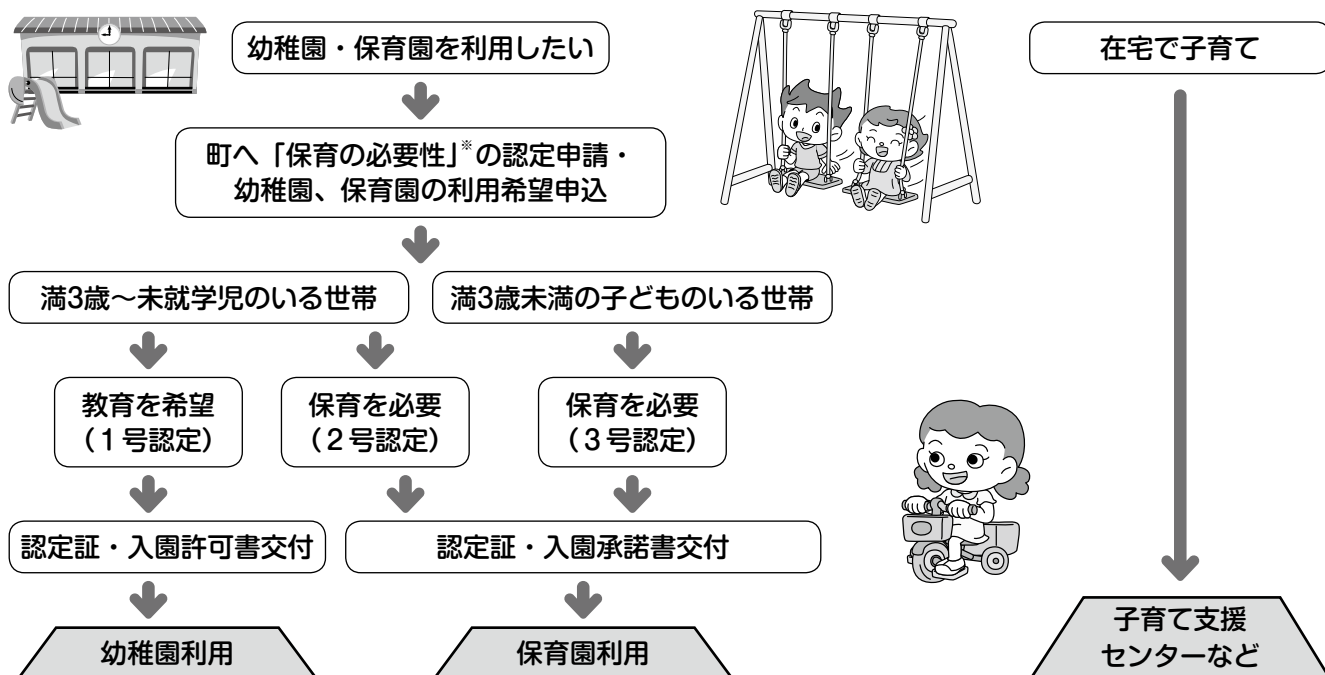
～子ども子育て会議の開催～

いの町の子ども・子育て支援についての取り組みなどを話し合う有識者・公募委員などによる会議を開催しています。

～基準条例の策定～

新制度における施設事業の運営基準について、国の基準を踏まえ条例を策定しました。

◆新制度における幼稚園・保育園など利用の流れ



※「保育の必要性」の認定とは、子どもに教育・保育を受けさせたいと望んでいる保護者からの申請に対して、保育の必要性や有無などを基準に基づき判断するものです。

Q & A

Q 幼稚園・保育園の利用手続きはどうなりますか？

A 子どもの年齢、保護者の就労状況に応じて町の支給認定（1～3号認定）を受け、その後、認定証が交付されることとなりますが、手続きの時期や流れはこれまでと大きく変わることはありません。

Q 新制度になると幼稚園授業料、保育料はどうなりますか？

A 原則として保護者の所得に応じた段階的な料金体系となります。詳細は今後国から示される料金の基準を踏まえ、町が決定します。